

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十七条の十の規定によって、工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習（消防設備士講習）を次のとおり実施する。

平成二十一年七月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 受講対象者

消防設備士の免状の交付を受けているものは、次のこの期間内に講習を受講しなければならない。

- 1 消防設備士免状の交付を受けた日から二年以内
- 2 前回の講習を受けた日から五年以内

二 講習月日及び場所

講習区分	免状の種類及び区分	講習月日	場所	
特殊消火用設備等	甲種特類	一月二八日（水）	広島市	
		一月二二日（水）	福山市	
		一月一九日（木）	広島市	
消火設備	甲種第一類 甲種第二類 甲種第三類 乙種第一類 乙種第二類 乙種第三類	一月二〇日（金）	広島市	
		一月二三日（木）	福山市	
		一月二三日（金）	福山市	
	警報設備	甲種第四類 乙種第四類 乙種第七類	一月二〇日（火）	広島市
			一月二一日（水）	広島市
			一月二二日（木）	広島市
避難設備・消火器	甲種第五類 乙種第五類 乙種第六類	一月二〇日（火）	福山市	
		一月二九日（木）	広島市	
		一月三〇日（金）	広島市	

注一 受講申請書を受理した後、講習月日及び会場を指定した受講票を本人あてに送付する。

二 受講人員の状況により、会場によっては講習希望日を変更し、又は講習を取りやめる場合がある。

三 講習科目及び時間

講習科目	講習時間
1 工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項	午前九時から午前十一時三〇分まで
2 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項	午後〇時一五分から四時一五分まで
3 効果測定	午後四時一五分から午後四時四五分まで

四 講習科目の一部免除

消火設備、警報設備及び避難設備・消火器のいずれかの講習を受けた後、六か月以内に他の区分の講習を受けようとするものは、前記三の表中1（工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項）の受講を免除する。

五 受講手続

1 受講申請書の受付期間

平成二十一年八月三日（月）から八月三十一日（月）まで（受付時間は、午前八時三〇分から午後五時までとする。）。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

郵送の場合は、平成二十一年八月三十一日（月）までの消印があるものに限り受け付ける。

2 受講申請書の提出先

一 各消防本部（署）

二 財団法人広島県消防設備管理協会（〒七三〇―〇〇四一 広島市中区小町八―一二）

郵送の場合は、財団法人広島県消防設備管理協会あてとする。封筒の表に「消防設備士講習受講申請書在中」と朱書きし、書留郵便とすること。

3 受講申請書は、各消防本部（署）、財団法人広島県消防設備管理協会又は広島県危機管理監消防保安課で配布する。

六 受講手数料

七千円

この手数料は、七千円に相当する額の広島県収入証紙を受講申請書の定められた欄に貼って納めること。

この収入証紙には消印をしないこと。

なお、受講申請書受理後は、書類及び手数料は返還しない。

七 講習当日の受付

講習当日は、午前八時三十分から受付を開始する。

受講者は、受講票及び消防設備士免状を受付に提出すること。

八 講習修了証明

講習修了の証明は、消防設備士免状に記入する。

なお、この消防設備士免状は、講習終了後に返却する。

九 その他

- 1 講習のテキストは、当日会場で配布する。
- 2 講習会場及びその周辺には、駐車場がないので、自動車で来場しないこと。
- 3 その他講習についての問い合わせは、最寄りの消防本部（署）、財団法人広島県消防設備管理協会（電話〔〇八二二〕四三二〇〇二）又は広島県危機管理監消防保安課（電話〔〇八二二〕五三二七九〇「ダイヤルイン」）にすること。